

随意契約理由書

件名	6000形主電動機全般検査用交換部品購入		
契約の相手方	株式会社 ヤシマキザイ		
根拠法令	地方公営企業法 施行令 第21条の13第1項2号に該当		
随意契約の理由 電車は省令により定期検査を行う必要がある。その期間は、重要部検査は4年または走行距離が60万kmのいずれか短い期間毎、全般検査は8年毎となっている。検査は神戸市高速鉄道実施基準に基づき、電車の主要な部分を取り外し、点検・測定・部品の取替等を行う。 今回購入する主電動機の交換部品は、車両の車輪を駆動するモーター（主電動機）へ使用される製品である。主電動機が正常に作動しない場合、列車の運行に支障をきたすだけでなく、重大な事故につながる恐れがあり、安全上重要な機器の交換部品である。 使用する取替部品は形状、寸法、機能、強度等において完全な互換性が必要であるとともに、振動や高温等、鉄道車両特有の過酷な条件下において、長期の使用に耐える高い耐久性と信頼性が必要である。 これらの条件を満たす製品を供給できるのは、当局車両の主電動機を設計・製作した株式会社日立製作所のみであり、この製品を納入できるのは特約店として取引実績を有する上記業者のみである。			
担当部署 （問合せ先）	交通局高速鉄道部地下鉄車両課車両係 (電話番号 078-791-6582 内線:3645)		